

北海道告示第10496号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和6年3月25日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
<p>鉄道災害復旧事業費補助金</p> <p>地域住民の交通機関を確保するため、令和5年8月4日から8月7日までの断続的な降雨に伴う地すべりにより被害を受けたJR石北線の災害復旧事業を行った北海道旅客鉄道株式会社に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p>	<p>北海道旅客鉄道株式会社</p>	<p>災害を受けた鉄道施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧すること及び原形に復旧したのみでは、その施設が再度被災するおそれがある場合において、当該施設の復旧と併せて補強施設の増加又は材料の質的改良を行うことを含む。）ために要した費用のうち、当該鉄道施設の災害復旧に直接必要な本工事費及び附帯工事費について、会社が負担した経費。ただし、人件費、維持管理費等経常経費は除く。</p>	<p>4分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第27号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>—</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和6年 3月26日 提出先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課</p>	<p>—</p>	<p>実績報告は要しない。</p>